

平成25年度

大阪府後期高齢者医療広域連合
一般会計・後期高齢者医療特別会計
決算審査意見書

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
第 5	審査の概要	2
第 6	実質収支に関する調書	8
第 7	財産に関する調書	8
第 8	意見	10

(注) 比率(%)は、小数点以下第 2 位を四捨五入した。

第1 審査の対象

平成25年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第2 審査の期間

平成26年9月16日から同年9月26日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、会計管理者から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等に基づき、決算計数の確認を行うとともに、予算が適正に執行されているかについて、定期監査及び例月現金出納検査の結果を参考に、必要に応じて担当職員の説明を聴取するなどして審査を実施した。

第4 審査の結果

平成25年度一般会計・後期高齢者医療特別会計の決算について審査した結果、決算計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合して正確であり、予算は適正に執行されていると認めた。

第5 審査の概要

本年度の決算収支の状況は、次のとおりである。

【一般会計】

(単位：円、%)

		25年度
予 算 現 額	A	173,310,000
歳 入	B	184,582,833
歳 出	C	158,450,848
歳入歳出差引額 (B - C)	D	26,131,985
翌年度に繰り越すべき財源	E	0
実質収支額 (D - E)	F	26,131,985
前年度実質収支額	G	34,018,075
単年度収支額 (F - G)	H	△7,886,090
予 算 執 行 率	歳 入 B/A	106.5
	歳 出 C/A	91.4

本年度は、 予 算 現 額 173,310,000 円 に対し
 歳 入 184,582,833 円
 歳 出 158,450,848 円 で
 差 引 額 は、 26,131,985 円 となっている。

翌年度に繰り越すべき財源はないため、実質収支額は差引額と同額の
 26,131,985 円である。

【後期高齢者医療特別会計】

(単位：円、%)

		25年度
予 算 現 額	A	980,162,095,000
歳 入	B	946,790,018,174
歳 出	C	924,333,705,236
歳入歳出差引額 (B - C)	D	22,456,312,938
翌年度に繰り越すべき財源	E	0
実質収支額 (D - E)	F	22,456,312,938
前年度実質収支額	G	16,085,599,278
単年度収支額 (F - G)	H	6,370,713,660
予 算 執 行 率	歳 入 B/A	96.6
	歳 出 C/A	94.3

本年度は、 予 算 現 額 980,162,095,000 円 に対し
 歳 入 946,790,018,174 円
 歳 出 924,333,705,236 円 で
 差 引 額 は、 22,456,312,938 円 となっている。

翌年度に繰り越すべき財源はないため、実質収支額は差引額と同額の
 22,456,312,938 円である。

①一般会計

歳入予算の執行状況は、次のとおりである。

【歳入】

(単位：円、%)

区 分	予算現額 A	調 定 額 B	収入済額 C	不 納 欠損額	収 入 未済額	収 入 率 C / A
分担金及び負担金	132,799,000	132,799,000	132,799,000	0	0	100.0
国庫支出金	1,272,000	1,730,560	1,730,560	0	0	136.1
財産収入	5,000,000	4,129,267	4,129,267	0	0	82.6
寄 附 金	1,000	0	0	0	0	0
繰 越 金	34,018,000	34,018,075	34,018,075	0	0	100.0
諸 収 入	220,000	54,822	54,822	0	0	24.9
繰 入 金	0	11,851,109	11,851,109	0	0	—
計	173,310,000	184,582,833	184,582,833	0	0	106.5

歳入の決算状況は、予算現額 173,310,000 円（当初予算額 173,310,000 円、補正予算額 0 円）に対し、調定額 184,582,833 円、収入済額 184,582,833 円で、収入率は 106.5%である。

収入の内訳は、広域連合の構成団体 4 3 市町村の負担金が 132,799,000 円、保険者機能強化事業に係る後期高齢者医療制度事業費補助金等が 1,730,560 円、後期高齢者医療制度臨時特例基金運用収入が 4,129,267 円、前年度繰越金が 34,018,075 円、預金利子が 19,513 円、雑入が 35,309 円、広報・周知等経費に係る後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金が 11,851,109 円となっている。

歳出予算の執行状況は、次のとおりである。

【歳出】

(単位：円、%)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度 繰越額 C	不 用 額 A - (B + C)	執 行 率 B / A	構 成 比
議 会 費	1,690,000	1,084,218	0	605,782	64.2	0.7
総 務 費	162,420,000	153,237,363	0	9,182,637	94.3	96.7
諸 支 出 金	5,000,000	4,129,267	0	870,733	82.6	2.6
予 備 費	4,200,000	0	0	4,200,000	0.0	0.0
計	173,310,000	158,450,848	0	14,859,152	91.4	100.0

歳出の決算状況は、予算現額 173,310,000 円（当初予算額 173,310,000 円、補正予算額 0 円）に対し、支出済額は 158,450,848 円で、執行率は 91.4%である。

支出の主な内容は、各市及び町から派遣を受けている職員に係る人件費相当の負担金、職員の時間外勤務手当、広報パンフレット等の印刷製本費、電子計算機器等保守点検委託料、電算処理システム機器賃借料等である。

また、総務費において不用額が生じた主な要因は、派遣職員の人件費等の支出が見込額を下回ったこと等による。

②後期高齢者医療特別会計

歳入予算の執行状況は、次のとおりである。

【歳入】

(単位：円、%)

区 分	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 入 率 C / A
市町村支出金	170,957,809,000	169,856,986,804	169,856,986,804	0	0	99.4
国庫支出金	299,433,958,000	289,957,282,566	289,957,282,566	0	0	96.8
府支出金	81,901,919,000	77,311,656,045	77,311,656,045	0	0	94.4
支払基金交付金	405,184,695,000	386,346,304,000	386,346,304,000	0	0	95.4
特別高額医療費 共同事業交付金	298,876,000	221,648,412	221,648,412	0	0	74.2
財産収入	3,000,000	2,878,309	2,878,309	0	0	95.9
寄附金	1,000	0	0	0	0	0.0
繰入金	5,708,745,000	5,656,843,828	5,656,843,828	0	0	99.1
繰越金	16,085,599,000	16,085,599,278	16,085,599,278	0	0	100.0
諸収入	587,493,000	1,475,674,291	1,350,818,932	0	124,855,359	229.9
計	980,162,095,000	946,914,873,533	946,790,018,174	0	124,855,359	96.6

歳入の決算状況は、予算現額980,162,095,000円(当初予算額967,624,679,000円、補正予算額12,537,416,000円)に対し、調定額946,914,873,533円、収入済額946,790,018,174円で、収入率は96.6%である。

収入の内訳は、市町村が徴収する保険料相当額及び保険給付に係る市町村の定率負担分など市町村支出金が169,856,986,804円、国庫支出金が289,957,282,566円、府支出金が77,311,656,045円、支払基金交付金が386,346,304,000円、特別高額医療費共同事業交付金が221,648,412円、財産収入が2,878,309円、繰入金が5,656,843,828円、繰越金が16,085,599,278円、諸収入が1,350,818,932円となっており、一方、収入未済額が124,855,359円発生している。

歳出予算の執行状況は、次のとおりである。

【歳出】

(単位：円、%)

区 分	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰越額 C	不 用 額 A - (B + C)	執 行 率 B / A	構 成 比
総 務 費	1,992,823,000	1,889,730,270	0	103,092,730	94.8	0.2
保 険 給 付 費	962,861,463,000	907,257,939,784	0	55,603,523,216	94.2	98.1
府財政安定化 基金 拠 出 金	830,502,000	830,501,015	0	985	100.0	0.1
特別高額医療費 共同事業拠出金	299,386,000	216,769,622	0	82,616,378	72.4	0.0
保 健 事 業 費	1,527,117,000	1,502,961,724	0	24,155,276	98.4	0.2
基 金 積 立 金	1,759,302,000	1,759,302,000	0	0	100.0	0.2
諸 支 出 金	10,876,502,000	10,876,500,821	0	1,179	100.0	1.2
予 備 費	15,000,000	0	0	15,000,000	0.0	0.0
計	980,162,095,000	924,333,705,236	0	55,828,389,764	94.3	100.0

歳出の決算状況は、予算現額980,162,095,000円(当初予算額967,624,679,000円、補正予算額12,537,416,000円)に対し、支出済額は924,333,705,236円で、執行率は94.3%である。

支出の主な内容は、各市及び町から派遣を受けている職員に係る人件費相当の負担金、医療費通知書等作成業務委託料、電算処理システム機器賃借料、療養給付費、高額療養費、葬祭費、健康診査費及び基金等への拠出金である。

なお、不用額の主な要因は、保険給付費における、給付単価及び給付件数が見込みより減少したことに伴う療養諸費の減である。

第6 実質収支に関する調書

調書と決算書を照合したところ、計数は正確であると認められた。

第7 財産に関する調書

①物 品

区 分	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
紙折機	1	—	1
シュレッダー	1	—	1
印刷機	1	—	1
カラーレーザープリンター	3	—	3
フィニッシャー(プリンター付属機器)	2	—	2
液晶テレビ	1	—	1
パーソナルコンピューター	42	1	43
電話交換機	1	—	1
金庫	1	—	1
財務・給与システムソフトウェア	5	—	5
財務・給与システムサーバー式	1	—	1
サーバーラック	38	△2	36
モノクロレーザープリンター	1	—	1
ビデオカメラ	2	—	2
プロジェクター	1	—	1
ハードディスク	2	—	2
インテリジェントスイッチ	1	—	1

(取得価格1品10万円以上)

②基金

後期高齢者医療制度臨時特例基金については、後期高齢者医療制度における被保険者のうち、被用者保険の被扶養者であった者の保険料減額のための財源及びその広報啓発に要する費用等、制度の円滑な施行のための経費に充てることを目的に設置している。

医療給付費準備基金については、財政の健全な運営を図り、後期高齢者医療給付等に要する費用の財源に充てることを目的に設置している。

(後期高齢者医療制度臨時特例基金)

(単位：円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高	決 算 年 度 末 現 在 高
現 金	8,393,146,634	△5,664,565,670	2,728,580,964

(後期高齢者医療給付費準備基金)

(単位：円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高	決 算 年 度 末 現 在 高
現 金	3,320,173,000	1,759,302,000	5,079,475,000

第8 意見

平成25年度大阪府後期高齢者医療広域連合決算に係る審査を行った結果、所管の事務事業について法令を遵守し執行されており、全体としては適正に処理されていると認められた。

一般会計においては、歳出予算の予算執行率（支出済額／予算現額）は91.4%であり、平成24年度の予算執行率が87.2%であったことを考えると、適正な予算執行がより進められたものと認められる。

後期高齢者医療特別会計においては、歳出の予算執行率は94.3%であり、不用額は約560億円発生している。ただし、総額で約9,800億円にのぼる特別会計の歳出規模から見て、歳出予算の執行は適正であると認められる。

特別会計の歳入では、収入未済額が約1億2千万円計上され、平成24年度の約5千万円から倍増となった。内容としては、医療給付に係る医療機関等の不当利得の返還金等における未納額の増によるものである。

広域連合が、診療報酬や療養費の適正化のため、医療機関等に対する返還請求を積極的に進めたことにより返納額が増額となったが、その一方で未納等も一定発生している。収入未済は当然抑制されるべきであり、引き続き徴収に努め、効果的な対応策を講じられたい。

後期高齢者医療制度については、昨年8月に取りまとめられた社会保障制度改革国民会議の報告書において、「今後は現行制度を基本としながら、必要な改善を行っていくことが適当である。」との方向性が定められたが、高齢化は今後一層進行が見込まれ、厳しい財政運営が続くことが予想される。

そのような状況のもと、制度を運営する広域連合として、事務の執行に当たっては、限りある財源の有効な活用を進め、継続して規律ある財政運営に努めるとともに、引き続き被保険者の方々が安心して医療が受けられるよう、国、府及び市町村と連携、協力を更に図りながら、円滑な事業運営により一層取り組まれたい。